

緊急(休日・夜間)受診証の発行終了について

藤沢市ではこれまで生活保護利用者に対して緊急（休日・夜間）受診証を発行しておりましたが、国の地方公共団体情報システムの標準化に伴い、2025年12月以降、緊急（休日・夜間）受診証の発行ができなくなりますのでお知らせいたします。

また、生活保護の医療扶助に関しては、マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認が2024年3月から開始されております、生活保護利用者に対しては受診時のマイナンバーカード持参についてご案内しているところです。

今回のシステム標準化により、その他の関係書類に軽微な変更が生じることもありえますが、ご容赦をいただき、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

事務担当

藤沢市 生活援護課 医療介護担当

電話 0466-50-3572